

令和4年度 第1回

湧別町福祉有償運送等
運 営 協 議 会

日 時 令和5年2月28日（火） 午前10時00分～

場 所 湧別町役場湧別庁舎 2階会議室

[会議次第]

1. 開 会

2. 協議事項

(1) 会長・副会長の互選について

(2) 湧別町福祉有償運送等運営協議会運営規程（案）について 1 P ～

(3) 更新登録に係る協議

3件：特定非営利活動法人 遠軽町手をつなぐ育成会	かたつむりの会	9 P ～
社会福祉法人 湧別福祉会		2 1 P ～
社会福祉法人 湧別町社会福祉協議会		3 2 P ～

① 福祉有償運送の必要性について（5 P～7 P）

- 1) 移動制約者の状況
- 2) 公共交通機関の輸送の状況
- 3) 福祉タクシー券等の利用の状況
- 4) 福祉有償運送等の活動状況
- 5) 福祉有償運送実績報告書（8 P）

② 運送の区域について

- ・ 湧別町及び遠軽町

③ 旅客から収受する対価

- ・ 別紙「利用料金表」

④ 旅客の範囲

- ・ 別紙「身体状況等、態様ごとの会員数」

⑤ その他必要と認められる措置

- ア 福祉有償運送に使用する自動車の種類ごとの数
- イ 運転者の要件
- ウ 運転者の要件
- エ 運行管理の体制
- オ 整備管理の体制
- カ 事故発生時の連絡体制
- キ 苦情処理体制
- ク その他必要な事項

(3) その他

4. 閉 会

1 移動制約者の状況

(1) 介護保険サービス利用者

湧別町における要介護（支援）認定者数は664人となっており、在宅においては284人（高齢者人口比8.8%）が居宅介護サービスを利用しております。

高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の方については福祉車両での輸送が基本となりますが、サービス利用者の71.5%を占める要支援1・2、及び要介護1・2の方については全員が福祉車両を必要とする状況にはなく、セダン型車両による輸送でも十分対応が可能であると思われまます。

○要介護（要支援を含む）認定者数（令和4年3月31日現在） 【単位：人】

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号被保険者	76	79	109	118	94	90	86	652
第2号被保険者	2	1	2	2	4	0	1	12

高齢者人口	3,241人	認定第1号被保険者／高齢者人口	20.12%
-------	--------	-----------------	--------

○居宅介護（居宅支援）サービス受給者数（令和4年3月審査分） 【単位：人】

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
総数	27	31	65	80	43	23	15	284

【介護度別状態例】

- 要支援1 … 身の回りの世話に一部介助が必要、排泄や食事はほとんどひとりでできる、状態の維持・改善の可能性が高い
- 要支援2 … 身の回りの世話に介助が必要、立ち上がりなどの複雑な動作に支えが必要、排泄や食事に一部介助を必要とすることがある、状態の維持・改善の可能性が高い
- 要介護1 … 身の回りの世話に介助が必要、立ち上がりなどの複雑な動作には支えが必要、排泄や食事に一部介助を必要とすることがある、問題行動や理解の低下がみられることがある
- 要介護2 … 身の回りの世話の全般に介助が必要、立ち上がりなどの複雑な動作には支えが必要、排泄や食事に介助を必要とすることがある、問題行動や理解の低下がみられることがある
- 要介護3 … 身の回りの世話、立ち上がりなどの複雑な動作、排泄などがひとりでできない、いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある
- 要介護4 … 身の回りの世話、立ち上がりなどの複雑な動作、排泄、移動などがほとんどできない、多くの問題行動や理解力の低下がみられることがある
- 要介護5 … 身の回りの世話、立ち上がりなどの複雑な動作、排泄、移動などがほとんどできない、多くの問題行動や全般的な理解力の低下がみられることがある

(2) 身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている方は491人であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者の方は297人、視覚障害者の方は11人を数えております。

1級の肢体不自由障害者の方については、福祉車両を必要とする方が多い状況にあります。多数を占める2級以下の方及び視覚障害者の方については、セダン型等の一般車両による対応が十分可能であると思われま。

○身体障害者手帳交付状況（令和4年3月31日現在）

【単位：人】

	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	34	1	0	103	0	138
2級	43	4	6	4	0	57
3級	84	1	2	10	0	97
4級	92	1	15	35	1	144
5級	35	2	1			38
6級	9	2	6			17
計	297	11	30	152	1	491

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、令和4年3月31日現在で60人です。

引きこもり傾向にある方は、心を許した介護者と一緒で初めて外に出ることが可能となり、不安感の強い方は、環境の変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど、障害の内容とその対応方法は多様です。

そのため、ボランティア輸送の使用車両をセダン型車両まで拡大することにより、心を許したヘルパーの運転する車両による輸送サービスの提供を可能にさせ、通院等の外出機会の増加を図る必要があります。

2 公共交通機関の輸送の状況

(1) 路線バス

北海道北見バス(株)と北紋バス(株)が、遠軽湧別間を1日20往復運行されております。

朝夕の通学時間帯を除くと、ほぼ1時間に1便の運行となっております。

車両は、全てツーステップバスが運行されており、また、バス停留所は障害者対応にはなっておりません。

(2) 町営バス

交通の便の悪い地域に住む方を対象とした町営バスが湧別町全域で7路線運行されており、各路線は1日4～7往復しておりますが、主に通学時間帯を考慮した運行となっております。

また、ノンステップバスではないため、移動制約者に配慮した対応はできていない状況にあります。

(3) タクシー事業者

町内には、(有)中湧別ハイヤー(車両3台)と湧別ハイヤー(株)(車両1台)が営業しております。

また、介護タクシーとして、ステップ(車両1台)が営業しております。

3 福祉タクシー券等の利用の状況

湧別町では、重度身体障害者15人及び歩行が困難な高齢者328人に対してタクシー乗車料金の一部助成を行っております。

4 福祉有償運送等の活動状況

現在、「社会福祉法人 湧別町社会福祉協議会」及び「社会福祉法人 湧別福祉会」並びに「特定非営利活動法人 遠軽町手をつなぐ育成会かたつむりの会」の3事業所が、自家用自動車による有償運送の許可を受け福祉有償運送を行っており、要介護認定者、要支援認定者及び身体障害者等の登録会員が通院等を行う場合の有効な手段となっております。

○湧別町福祉有償運送等運営協議会設置条例

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上と公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、湧別町福祉有償運送等運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、8人以内とし、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 町長又はその指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者が指名する者
- (3) 本町に住所を有する住民又は福祉有償運送の利用者
- (4) 地方運輸支局長又はその指名する職員
- (5) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 本町において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (7) 有識者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成21年条例第43号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。